



福岡医発第582号(地)
平成30年 5月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

麻疹の予防接種の推奨の周知について

標記の件につきまして、今般、別添のとおり厚生労働省健康局健康課より日本医師会を通じて協力方依頼がありました。

本件は、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等が麻疹を発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高いことから、医療機関の職員等に対して罹患歴や予防接種歴を確認し、予防接種を十分検討する必要があることについて周知を依頼するものであります。

あわせて、麻疹風疹混合(MR)ワクチン接種が推奨される対象については、国立感染症研究所感染症疫学センターの「麻疹風疹混合(MR)ワクチン接種の考え方」も参照すること、医療機関での麻疹の対応については、同センターの「医療機関での麻疹対応ガイドライン」に留意することを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知協力方お願いいたします。

参考1：麻疹風疹混合(MR)ワクチン接種の考え方(国立感染症研究所 感染症疫学センター)

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/MRvaccine_20180417.pdf

参考2：医療機関での麻疹対応ガイドライン(国立感染症研究所 感染症疫学センター)

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 田中泰之
副会長 山下拓郎

(健Ⅱ51F)

平成30年5月17日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

麻しんの予防接種の推奨の周知について

標記の件につきまして、今般、別添のとおり厚生労働省より本会宛協力方依頼がありました。

本件は、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高いことから、医療機関の職員等に対して罹患歴や予防接種歴を確認し、予防接種を十分検討する必要があることについて周知を依頼するものであります。

あわせて、麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種が推奨される対象については、国立感染症研究所感染症疫学センターの「麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種の考え方」も参照すること、医療機関での麻しんの対応については、同センターの「医療機関での麻疹対応ガイドライン」に留意することを求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

参考1：麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種の考え方（国立感染症研究所 感染症疫学センター）
https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/MRvaccine_20180417.pdf

参考2：医療機関での麻疹対応ガイドライン（国立感染症研究所 感染症疫学センター）
https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf

健 健 発 0516 第 1 号
健 感 発 0516 第 1 号
平 成 30 年 5 月 16 日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 釜 菴 敏 殿

厚生労働省健康局健康課長

厚生労働省健康局結核感染症課長

麻しんの予防接種の推奨の周知について（協力依頼）

麻しんについては、平成27年3月27日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機として国内での感染の拡大事例が見られております。

本年3月20日以降、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻しん患者数の増加が報告されており、その後、他県においても感染者が発生しました。

麻しんの対策として最も有効なのは予防接種であるため、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象となっております。また、特に重症化しやすい者への感染を防止する観点から、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成19年厚生労働省告示第442号）第3の四において、「1 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。このため、麻しんの排除を達成するためには、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員等に対し、予防接種の推奨を行う必要がある。」とされているところです。

つきましては、貴会の会員に対して、医療機関の職員等については、罹患歴や予防接種歴を確認し、予防接種を十分検討する必要があること及び麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種が推奨される対象については、国立感染症研究所感染症疫学センターが作成した、「麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種の考え方」も参照することを周知いただきますようお願いいたします。

また、医療機関での麻疹の対応については、国立感染症研究所感染症疫学センターが作成した「医療機関での麻疹対応ガイドライン」に十分ご留意いただきますよう、併せて周知のほどよろしく申し上げます。

参考１：麻疹風疹混合（MR）ワクチン接種の考え方

（国立感染症研究所 感染症疫学センター）

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/MRvaccine_20180417.pdf

参考２：医療機関での麻疹対策ガイドライン（国立感染症研究所 感染症疫学センター）

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf